

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について
(お知らせ)

令和4年5月27日

備南水道企業団

備南水道企業団の土木工事において、熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を試行しているところですが、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防の対応として、真夏日の定義を改定することとしましたので通知します。

1 真夏日の定義

改定前：日最高気温が30度以上の日

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合

改定後：日最高気温が28度以上の日

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が28度以上の場合

※暑さ指数(WBGT)を用いる場合は、変更ありません。

2 適用

令和4年4月1日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事（既契約分を含む）が対象となります。